

# にこやか訪問介護[日常生活支援総合事業]事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社yasashioが開設するにこやか訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する訪問介護[日常生活支援総合事業]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（日常生活支援総合事業にあつては要支援状態等）にある高齢者に対して、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

## (訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する訪問介護は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 訪問介護の実施に当たっては、必要なときに必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
  - 3 訪問介護の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 4 訪問介護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 前4項のほか、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (日常生活支援総合事業運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する日常生活支援総合事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 日常生活支援総合事業の実施に当たっては、日常生活支援総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業所へ報告することとする。
  - 3 事業所が実施する日常生活支援総合事業は、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性、柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業所が実施する日常生活支援総合事業は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にごやか訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島市南区東雲二丁目7番15号 ATビル202号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介護[日常生活支援総合事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 6名 (常勤兼務) 運営基準に定められた資格所有者
  - ・訪問介護計画及び日常生活支援総合事業計画(以下「介護計画」という)の作成、変更等行い、利用の申込みに係る調整をすること。
  - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に努めること。
  - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
  - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 31名 運営基準に定められた資格所有者  
[ 常勤兼務 6名、非常勤専従 25名 ]

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、介護計画に基づき、指定訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名 (非常勤)  
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日、1月1日～1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第7条 事業所が行う訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ・排泄、食事の介助
  - ・清拭、入浴、身体整容
  - ・体位変換
  - ・移動、移動介助、外出介助
  - ・その他日常生活を営むために必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ・調理
  - ・衣類の洗濯、補修
  - ・住居の掃除、整理整頓
  - ・生活必需品の買い物
  - ・その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(日常生活支援総合事業の内容)

第8条 事業所が行う日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活支援総合事業計画の作成
- (2) 日常生活支援総合事業費（Ⅰ）…1週に1回程度
- (3) 日常生活支援総合事業費（Ⅱ）…1週に2回程度
- (4) 日常生活支援総合事業費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

(訪問介護[日常生活支援総合事業]の利用料等)

第9条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

- 2 日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1キロメートル当たり 30円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収証を交付する。
- 5 訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名、押印)を受けるものとする

- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護[日常生活支援総合事業]に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問介護[日常生活支援総合事業]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市南区(似島町、宇品町を除く)、中区、東区、西区、安芸区とする。安芸郡府中町は訪問介護のみとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 訪問介護員等は、訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。又、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 利用者に対する訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 訪問介護[日常生活支援総合事業]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は提供した訪問介護[日常生活支援総合事業]に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は提供した訪問介護[日常生活支援総合事業]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(1) 組織運営の健全化

- ・介護の理念、事業所の運営方針の明確化、従業者間での共有
- ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割の明確化
- ・運営やサービスの自己評価の実施、利用者・家族等との情報共有

(2) 従業者の負担やストレスへの対応

- ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置や配慮
- ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備

(3) チームアプローチ、従業者間の連携

- ・個別のケースに対応する関係従業者の役割の明確化
- ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順の明確化

(4) 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- ・提供しているケアが利用者本位のケアであるかの検証
- ・目標とする介護の理念の決定と従業者間での共有

(5) ケアの質の向上

- ・アセスメントの結果に基づく、個別の状況に即したケアの検討
- ・アセスメントの活用方法の具体的、実践的な習得
- ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会の確保。

(6) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施

(7) 虐待が疑われる事例を発見した場合の市町等関係機関への報告

(その他運営についての留意事項)

第15条 本事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

2 本事業所は、管理者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。なお、他の従業者に対しても、同様の研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) 社内研修 月1回

(4) 広島市等行政の主催する会議、研修に参加する

・研修内容

- a 介護保険関係法令を含む関係法令の理解及び遵守
- b 利用者等の人権の擁護、虐待の防止
- c 認知症高齢者、若年性認知症患者への理解
- d 医学等関連する領域の基礎的な知識の習得
- e 最新の介護技術の習得

- f アセスメント、サービス計画の基本的な考え方
  - g 身体的拘束等によらないケアの実施
  - h 他の福祉医療サービスとの連携の在り方
  - i 提供するサービスの質の自己評価の在り方
  - j 従業者等の職場環境の改善を含む労務管理
  - k サービス中の事故防止等のリスクマネジメント
- 3 事業所はすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
  - 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 6 事業者は、訪問介護[日常生活支援総合事業]に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
  - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社 y a s a s h i o と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
- 平成29年12月 1日から施行する。
- 平成30年11月 1日から施行する。
- 令和 2年 5月 5日から施行する。
- 令和 2年 8月 1日から施行する。
- 令和 3年 3月 1日から施行する。
- 令和 3年 4月 1日から施行する。
- 令和 5年 2月 1日から施行する。
- 令和 5年 4月 1日から施行する。
- 令和 5年 7月 1日から施行する。
- 令和 5年 8月 1日から施行する。
- 令和 6年 1月 1日から施行する。
- 令和 6年 1月 11日から施行する。
- 令和 6年 2月 1日から施行する。